

奈良県警察新型インフルエンザ等
対応業務継続計画

奈良県警察
令和4年3月25日

目 次

第 1	総則	1
1	計画の目的	1
2	実施方針等	1
3	被害想定	2
第 2	実施体制	2
1	未発生期の体制	2
2	国外発生期の体制	3
3	国内発生早期の体制	3
4	国内感染期の体制	3
5	知事部局等関係機関との連携	3
第 3	発生時継続業務等	3
1	業務継続の基本方針	3
2	強化・拡充業務	3
3	一般継続業務	4
4	縮小・中断業務	5
第 4	業務継続のための執務体制の確立	5
1	新型インフルエンザ等発生時の執務体制	5
2	人員計画	6
3	職員等の感染状況の把握	9
第 5	業務継続のための執務環境の整備	9
1	物資等の確保	9
2	情報通信の確保	10
3	医療体制の確保	10
第 6	感染対策の徹底	10
1	個人及び家庭での感染対策	11
2	職場における感染対策	11
3	発症者等への対応	11
4	来庁者への対応	12
第 7	業務継続計画の発動等	13
1	業務継続計画の発動	13
2	状況に応じた対応	13
3	通常体制への復帰	13
第 8	業務継続計画の維持・管理等	13
1	公表・周知	13
2	教育・訓練	13
3	点検・改善	13

第1 総則

1 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウィルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生時には、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

奈良県警察では、新型インフルエンザ等の発生時には、関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等のまん延時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることが想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた人員の中で、奈良県警察がその機能を維持し、必要な業務が継続できるよう、その実施体制や発生時における継続業務等を定めるものである。

2 実施方針等

(1) 業務継続計画の実施方針

この計画の実施に当たっては、奈良県警察本部各部及び各警察署とが連携を密にし、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を期するとともに、知事部局等関係機関とも積極的に連携し的確に業務を推進する。

(2) 奈良県公安委員会への報告等

この計画の実施に当たっては、新型インフルエンザ等の国内外における発生状況に応じて、時機を逸することなく奈良県公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、奈良県公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

3 被害想定

この計画は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」で示された被害想定（表1参照）に基づき策定する。

ただし、新型インフルエンザ等のまん延規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等が発生した場合には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応するものとする。

表1 人的被害等想定

	人的被害等想定
発症率	全人口の25%がり患
医療機関の受診者	○ 全国約1,300万～約2,500万人 ○ 県内約14万～約27万人
死亡者	○ 中等度(アジアインフルエンザレベル 致死率0.53%) 全国上限約17万人、県内上限約1,900人 ○ 重度(スペインインフルエンザレベル 致死率2.0%) 全国上限約64万人、県内上限約7,000人
流行状況	○ 各地域ごとの流行期間は約8週間（ピークは約2週間） ○ り患者は1週間から10日間程度り患
欠勤率	ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤

第2 実施体制

1 未発生期の体制

「奈良県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱」（平成20年10月23日付け例規第43号）により設置された奈良県警察新型インフルエンザ

等対策委員会において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備えた各種対策を推進するとともに、各部門間及び本部・警察署間の調整を行い、本計画の策定及び見直しを図る。

2 国外発生期の体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、奈良県警察新型インフルエンザ等対策連絡室を設置し、業務継続計画の発動に向けた検討を行う。

3 国内発生早期の体制

新型インフルエンザ等が国内で発生した疑いがある場合には、奈良県警察新型インフルエンザ等対策室を、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、奈良県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「奈良県警察対策本部」という。）を設置する。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、政府が国内発生早期の宣言を行った時点で奈良県警察対策本部が、業務継続計画を発動する。

4 国内感染期の体制

国内発生早期に引き続き、奈良県警察対策本部において事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

5 知事部局等関係機関との連携

業務継続計画の実施に当たり、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して新型インフルエンザ等対策に必要な業務を推進する。

第3 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保に必要な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断するものとする。

2 強化・拡充業務

奈良県警察新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「奈良県警察行動

計画」という。) で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザ等の発生に伴い緊急に対応する必要性があるものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、奈良県警察行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする。

(奈良県警察行動計画第4章及び第5章参照)。

- 国内発生早期
 - ・ 実施体制
 - ・ 感染対策
 - ・ 水際対策の支援
 - ・ 医療活動の支援
 - ・ 社会秩序の維持
 - ・ 緊急事態措置に対する支援等
 - ・ 重点的感染拡大防止策の支援
- 国内感染期
 - ・ 実施体制
 - ・ 感染対策
 - ・ 水際対策の支援
 - ・ 医療活動の支援
 - ・ 多数死体取扱いに当たっての措置
 - ・ 社会秩序の維持
 - ・ 緊急事態措置に対する支援等

3 一般継続業務

(1) 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や国民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別添1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するた

め、次の3点について留意する。

ア 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断する。

イ 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員で短時間で効率的に実施できるよう工夫する。

ウ 許認可等の窓口業務や運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を考慮する。

4 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な縮小・中断業務は、別添1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても、特に対応が必要と認められる場合には、業務を調整の上、適切に対応する。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1) 指揮命令系統の明確化

ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講じる。

イ 幹部がり患した場合の対応

(ア) 指揮命令系統の明確化

意思決定権者である幹部が新型インフルエンザ等により患するなどにより出勤が困難となった場合には、当該幹部に代わり得る職の者が対応に当たる。

(イ) 電話等による意思決定

意思決定権者である幹部が、濃厚接触者として外出自粛等の要請を受けた場合には、可能な事項については電話・FAX等により報告し、意思決定を行うものとする。

(2) 業務継続実施責任者等

ア 業務継続実施責任者の指定

新型インフルエンザ等発生時において、業務を管理し、発生時継続業務を的確に継続するとともに、職員等の健康管理、感染対策及び職

場内における感染対策を図るため、業務継続実施責任者を指定する。

業務継続実施責任者は所属長をもって充てる。業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に規定された業務を行う。

イ 業務継続実施副責任者

各所属に業務継続実施副責任者を置き、本部所属においては管理官、次席等、警察署においては副署長をもって充てる。業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

2 人員計画

業務継続実施責任者は、別添1「業務の仕分け」に基づき、あらかじめ係単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により、発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。また、新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

(1) 人員計画の作成

ア 人員計画の作成

業務継続実施責任者は、別添2「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分する。この際に業務継続実施責任者は、次の二点に留意する。

(ア) 専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておく。

(イ) 家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある者を把握する。
また、業務継続実施責任者は、(3)に従い感染リスクを軽減するための勤務体制を検討する。

イ 人員計画の送付

業務継続実施責任者は、人員計画を作成又は変更した場合は、その都度計画書を、本部所属にあつては各部庶務担当課及び警備課へ、警察署にあつては警備課へ送付する。

(2) 人員計画の運用

ア 未発生期

業務継続実施責任者は、係単位で発生時継続業務に必要な人員を把

握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教育・訓練を実施する。

イ 国外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、発生時継続業務及び必要人員等を確認し、国内発生に備えて具体的な人員配分等を検討する。

ウ 国内発生早期

業務継続実施責任者は、奈良県警察対策本部の決定を経て、直ちに人員計画に定められた体制に移行する。

業務継続実施責任者は、必要に応じて、本部庶務担当課及び警務課の協力を得て、職員の相互の調整を行う。この場合においては、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制の移行時に担当すべき業務を具体的に指示する。

エ 国内感染期

業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行う。

また、発生時継続業務を維持するため、本部執行隊及び本部直轄部隊を編成し、業務継続が困難な警察署に派遣する。

オ 留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意する。

(3) 感染リスクを軽減する勤務体制

ア 出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘

案し、以下の出勤方法をさせるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を検討する。

(ア) 徒歩、自転車又は単車（以下「二輪車」という。）による出勤
業務継続実施責任者は、徒歩や二輪車出勤が可能な職員に対し、徒歩・二輪車出勤を要請する。二輪車で出勤をする職員は、あらかじめ指定された場所に駐輪することとし、徒歩・二輪車出勤を行う職員は、必要に応じて、通勤方法に関する必要な手続を行う。

(イ) 時差出勤

業務継続実施責任者は、時差出勤が必要と認められる職員については、奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号）第2条第4項に基づき、勤務時間等を別に定めて時差出勤をさせる。

イ 勤務体制

業務継続実施責任者は、職場で発症者が出た際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じ、所属係内において班を編制し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入等を検討する（表2参照）。

表2 班交替制勤務の例

	A 班	B 班
初動（1週間目）	6:30 ～ 15:00	15:30 ～ 24:00
2週間目	15:30 ～ 24:00	6:30 ～ 15:00
3週間目	6:30 ～ 15:00	15:30 ～ 24:00
・・・	・・・	・・・

ウ 勤務場所

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に定める緊急事態宣言が出され、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、同法第45条第1項に基づき、都道府県知事から住民に対し、期間

及び区域を定めて、必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の協力要請があった場合等において、状況に応じ、勤務場所を職員の自宅近くの警察署等に変更することを検討する。

エ 勤務環境

業務継続実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染対策を講じる。

オ 奈良県警察対策本部要員の勤務

奈良県警察対策本部要員については、原則として、各執務室において強化・拡充業務を行うものとする。ただし、奈良県警察対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生状況等を考慮して必要と認められる場合には、奈良県警察対策本部要員のうち必要な要員を招集し、対策室として設置された場所において強化・拡充業務を行わせる。

3 職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員等は、朝、自宅で検温し、発熱がみられないことを確認するとともに、インフルエンザ様症状がある場合は、発熱相談センター、保健所等に設置された相談窓口（以下「発熱相談センター等」という。）に連絡を入れ、相談する。
- (2) 職員等が、発熱相談センター等において、発熱外来、指定医療機関等（以下「発熱外来等」という。）での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、速やかに所属の業務継続実施責任者に報告する。
- (3) 業務継続実施責任者は、職員から報告を受けたときは、速やかに厚生課を経由して本部長に報告する。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 物資等の確保

(1) 備蓄食料の管理

警備課は、新型インフルエンザ等の発生時において食料が入手困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

(2) 感染対策資機材・消耗品等の確保

警務課は、感染対策資機材の適正管理に努めるとともに、関係所属は

警務課及び会計課と相互に調整を図り、業務継続に必要な消耗品等の確保に努める。

(3) 対象事業者の把握

発生時継続業務に必要な物資の提供及び各システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替業者を把握する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

(4) 被留置者の食事の確保

留置管理課及び警察署は、被留置者の食事の契約業者に対し、業務継続についての協力を要請する。また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、代替業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備する。

2 情報通信の確保

(1) 通信の確保

近畿管区警察局奈良県情報通信部と連携して、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、情報通信部との連絡調整等を行う担当職員及びその代替職員を複数人指名する。また、情報通信部との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知させておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

(2) 情報システムの維持

各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

3 医療体制の確保

厚生課は、発熱相談センター等の設置状況を確認し、職員等へ周知する。また、警察署は、被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

第6 感染対策の徹底

1 個人及び家庭での感染対策

(1) 基本的な感染対策

職員等の基本的な感染対策は、次のとおりとする。

ア 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。

イ 外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスク（不織布製）を着用するよう努める。

ウ マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

(2) 感染対策の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等感染対策のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配付するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

(3) マスク等の配布

厚生課等は、職員等の新型インフルエンザ等感染対策のため、必要なマスク等を配布するよう努める。

2 職場における感染対策

職場における感染対策を徹底するため、次の措置をとる。

(1) 職員は、出勤前に検温し、発熱等のインフルエンザ様症状がみられた場合、いかなる理由があっても出勤しないものとする。

(2) 庁舎入口等に設置する消毒剤により、必ず手指消毒を実施する。

(3) 職場入口においてマスク着用を促す。

(4) 職場における手洗い、うがいを励行し、咳エチケットを徹底する。

(5) 消毒に必要な消毒剤等を配備しておく。

(6) 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。

(7) 対面による会議を極力避け、電話会議等を実施する。

3 発症者等への対応

(1) 職場での発症者が出た場合の措置

職場での発症者が出た場合の業務継続実施責任者の措置は、次のとおりとする。

ア 職場での発症者が出た旨を速やかに厚生課を経由して本部長に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。

イ 発症者の対応に当たる職員については、感染対策資機材を着用させ

る。

ウ 発症者を、本部庁舎については「厚生課健康管理推進室」に、その他の所属については「会議室等」に移動させ、発熱相談センター等の指示に従い、発熱外来等へ搬送するほか、必要に応じて、診療を受けさせる。

エ 消毒剤等を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。

オ 発症者と濃厚接触した職員については、発熱相談センター等の指示に従い対応する。

(2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

ア インフルエンザ様症状を呈する場合

医師の証明等に基づき、病気休暇を取得する。

イ 濃厚接触者として、検疫法の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月奈良県人事委員会規則第16号）別表第2の第1項の規定に基づく特別休暇を取得する。

ウ 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合
原則、年次休暇を取得する。

エ 休暇取得の指導

業務継続実施責任者は、アからウに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

4 来庁者への対応

(1) 入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染対策のため、来庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

(2) 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎施設の利用制限を行い、面会スペースを設置して来庁者との面談場所に指定する等、庁舎内における感染対策に努める。

(3) 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う

事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第7 業務継続計画の発動等

1 業務継続計画の発動

この計画は、原則として、国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期の宣言を行った時点で奈良県警察対策本部が発動する。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感染リスクを軽減していく。

2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合は、奈良県警察対策本部が通常体制への復帰を決定する。ただし、本県での流行状況を踏まえ、小康期の宣言の前に順次通常体制に復帰すること又は小康期の宣言の後も業務継続計画の発動を継続することがあり得る。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 公表・周知

この計画の概要は公表する。特に、県民生活に影響を及ぼす業務の縮小・中断については、奈良県警察のホームページに掲載するなど積極的に広報を実施し、県民の理解を求めることとする。

2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知するとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合の対応や職場において発症者が出た場合の対応等について業務継続計画を確認し、改善点等の課題を分析する。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、奈良県警察行動計画が改正された場合、訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の異動状況を踏まえ、人員計画等の必要な修正を行う。

業務の仕分け

【警務部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	公安委員会の会議関連業務
	予算、決算及び会計
	遺失・拾得関連業務
	庶務関連業務
	当直体制の確認・確保
	警察運営の総合調整関連業務(警察庁等関係機関との連絡・調整を含む。)
	職員の勤務制度関連業務
	職員の人事、昇任及び服務関連業務
	組織関連業務
	警察職員の採用関連業務(採用試験に限る。)
	給与関連業務
	退職手当関連業務
	警察装備関連業務(給貸与品、装備資機材、警察手帳、拳銃、車両、有線通信)
	留置管理業務
	監察関連業務(非違事案の調査、処分等に限る。)
	訟務対応
	警察情報管理システム、警察WANシステムの運用及びシステム設計、維持管理
	照会関連業務
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	相談関連業務
	個人情報の保護及び情報公開
	犯罪被害者支援及び犯罪被害者等給付金等関連業務
	職員の臨時健康診断その他保健関連業務
	警察学校関連業務
	その他、警務警察運営において一般継続を必要とする業務
	縮 小 ・ 中 断 業 務
人事評価関連業務	
警察職員の採用関連業務(採用試験を除く。)	
法制関連業務	
監察関連業務(非違事案の調査、処分等を除く。)	
警察表彰関連業務	
文書関連業務	
専科教養・研修・訓練等	
警察教養関連業務	
福利厚生、共済組合関連業務	
警務警察運営に係る調査、研究及び企画等	
その他、警務警察運営において縮小・中断が可能とされる業務	

業務の仕分け

【生活安全部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	警察庁、管区局、関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する業務
	犯罪の予防一般
	警備業法関連業務
	酩酊者、家出人、迷子その他応急の救護を要する者の保護
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	警察通信指令関連業務
	地域警察官の行う街頭活動関連業務
	鉄道警察関連業務
	警ら用無線自動車の運用関連業務
	水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助関連業務
	火薬類の運搬及び取締り
	核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬関連業務
	銃砲刀剣類所持等取締法関連業務（許可関連業務を除く。）
	重大サイバー犯罪等関連業務
	インターネット上の違法情報、有害情報関連業務
	ストーカー行為等の規制等に関する法律関連業務
	少年関連事犯の取締り
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関連業務
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律関連業務
	生活安全関連法令違反事犯の取締り
	許認可関連業務
庶務関連業務	
その他、生活安全警察運営に係る業務	
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	予算・組織要求
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	福利厚生関連業務
	生活安全警察に関する法令の調査及び研究
	生活安全警察に関する資料の調査、収集及び管理
	巡回連絡関連業務
	その他、生活安全警察運営に係る業務

業務の仕分け

【刑事部】

	業務内容
一般継続業務	警察庁、管区局、関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	重要犯罪・重要窃盗犯捜査
	振り込め詐欺等知能犯罪捜査
	暴力団犯罪捜査
	薬物銃器事犯捜査
	マネー・ローンダリング対策
	その他の犯罪捜査及びその支援
	検視業務
	捜査共助に関する業務
	犯罪鑑識関連業務
	各種照会業務の運用に関する業務
	庶務関連業務
	その他、刑事警察運営に係る業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	予算・組織要求
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理
	刑事資料の調査、収集及び管理
	各種指導・法令関係等業務
	その他、刑事警察運営に係る業務

業務の仕分け

【交通部】

	業務内容
一般継続業務	警察庁、管区局、関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	交通規制の実施に関する業務
	交通情報に関する業務
	交通指導取締りに関する業務
	交通事故事件捜査に関する業務
	運転免許関連事務
	庶務関連業務
	その他、交通警察運営に係る業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	予算・組織要求
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	福利厚生関連業務
	交通関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理
	交通安全教育
	交通安全関係団体等に対する指導等
	交通事故防止対策に関する業務
	その他、交通警察運営に係る業務

業務の仕分け

【警備部】

	業務内容
一般 継続 業務	警察庁、管区局、関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	警備情報の収集、分析・調査
	警備犯罪の取締り
	「テロ、ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析
	警備実施・警衛・警護
	外国人に係る警備情報の収集、分析・調査
	外国人に係る警備犯罪の取締り
	テロリストの侵入を防止するための水際対策
	サイバー攻撃事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析
	警察用航空機の運用関連業務
	庶務関連業務 その他、警備警察運営に係る業務
縮小・ 中断 業務	各種統計業務
	予算・組織要求
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	福利厚生関連業務
	警備関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理
	その他、警備警察運営に係る業務

業務の仕分け

【情報通信部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	警察庁、管区局、関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	管理換業務
	通信運用業務の指導等
	警備、捜査等の通信運用の実施等
	警察通信施設の重要障害への対応
	奈良県警察に対する技術支援業務
	サイバーテロに係る緊急対処・予兆把握関連業務
	庶務関連業務
	その他、情報通信部の運営に係る業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	予算・組織要求
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訟務対応
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理
	機動警察通信隊の編成等の定例的な指導・調整
	情報システム整備関連業務
	通信施設整備関連業務
	サイバーテロに係る平時の情報の収集、分析及び重要インフラ事業者等との一般的な情報交換等の実施
	その他、情報通信部の運営に係る業務

人員計画

【 課】	①担当業務	②人員					③業務 仕分け	④必要最低人員					⑤技術 ・資格	⑥出勤 困難職員	備考(⑤が要の場合の代替要員又は⑥ の出勤が困難となる可能性のある職員等)
		計	補佐	係長以下				計	補佐	係長以下					
				小計	警察官	職員				小計	警察官	職員			
管理職			-	-	-		0	-	-	-					
係		0	0	0	0	0	0	0	0	0					
				0					0						
				0					0						
				0					0						
				0					0						
係		0	0	0	0	0	0	0	0	0					
				0					0						
				0					0						
				0					0						
				0					0						
係		0	0	0	0	0	0	0	0	0					
				0					0						
				0					0						
				0					0						
				0					0						
係		0	0	0	0	0	0	0	0	0					
				0					0						
				0					0						
				0					0						
				0					0						
				0					0						

※ 網掛け部分には、入力しないこと。

※ ③については、「継続」、「縮小・中断」を選択

※ ⑤については、通訳、資格が必要な業務等他の職員では対応が困難である場合のみ「要」を選択

※ ⑥については、家族の看病等により、出勤が困難になる可能性がある職員が担当している場合には、対象となる職員の人数を記入

※ 備考欄には、⑤が「要」の場合の代替要員、⑥の対象職員及びその他確保人員の配置方針等を記入

※ 必要最低人員(B)と強化・拡充業務に計上する人員(C)の合計人員が所属人員(A)の6割以下となるように計画する。

所属人員(A)				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員
0	0	0	0	0

必要最低人員(B)				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員
0	0	0	0	0

必要最低人員確保率 (B+C)/A	
#DIV/0!	%

強化・拡充業務に従事する人員(C)				
計	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員
0		0		